

市営住宅 空家補充入居待機者 追加募集します

申込者について抽選を行って入居順位を決め登録し、希望団地に空家が生じたとき、実態調査のうえ適正と認められる人について、入居順位が上位の人から空家を紹介していくものです。直ちに入居できるものではありません。

- 募集住宅 桜山団地（単身向け平屋）、桜山団地（4階建てA～D棟）
 - 間取り 2Kまたは3K
 - 家賃 入居者の収入に応じて決定
 - 入居資格 国税・地方税を滞納していない人／荒尾市内に在住し収入がある人で弁済の資力を有する人（厚生年金・国民年金受給者を含む）を保証人にできる人／申込者および同居者が暴力団員でないこと
- ※平成21年度（平成21年6月17日抽選）待機中の人でも申込ができます。

【入居の申込収入基準】

- ▼一般階層 月額所得15万8,000円以下
〔標準世帯（親子4人家族）の場合世帯の年収447万1,999円以下〕
- ▼裁量階層（就学前児童・障がい者・高齢者世帯）月額所得21万4,000円以下
〔標準世帯（同）の場合世帯の年収531万1,999円以下〕

【入居説明会および申込用紙配布】

- 日時 2月15日（月）午前10時～（受付9時30分～）
- 場所 市役所 2階21号会議室
- 【申込受付期間・場所】
- 日時 2月22日（月）～26日（金）午前9時～午後5時
- 場所 市役所 2階 都市整備課

【入居順位抽選会】

- 日時 3月3日（水）午前10時～（受付9時30分～）
- 場所 市役所 2階21号会議室
- ※詳しくはお問い合わせください。
- 【問】都市整備課 ☎ 63-1491

平成22年 申告相談日程表

◆相談受付会場 市役所北側1階・11号会議室

◆相談受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時

来場人数によっては、受付時間に変更になる場合もありますのでご了承ください。

月日	曜	受付行政区
2月16日	火	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形1・2・3・4丁目 ※混雑が予想されます
17日	水	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路
18日	木	東宮内、住吉町、大平町1・2・3丁目、（笹原住宅）、大島下、日の出町、昭和町
19日	金	朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町1・2・3丁目
22日	月	西原町1・2・3丁目、大島町3・4丁目、大正町1・2丁目、妙見、松葉
23日	火	甲根、原、万田東、万田中、原万田社宅、深瀬、倉掛、厩舎団地
24日	水	倉懸東・中・西、朝日ヶ丘、深瀬ヶ丘、古庄原、辻町、中央東、中央西
★25日	木	大和、新生、一紡
26日	金	新生西、新大和、荒尾大谷
3月1日	月	向陽台、大東、中央北、青葉
2日	火	緑ヶ丘1・2・3・4・5丁目、平井大谷、開、みどり
3日	水	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿
★4日	木	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸
5日	金	府本上・下、榊上・下、金山上・下、上赤田・下赤田
8日	月	菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、井川口、川後田
9日	火	蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町2丁目
10日	水	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、山浦、新図
★11日	木	牛水上・中・下、水島、小野、高浜
12日	金	八幡台1・2・3・4丁目
15日	月	桜山町1・3・4丁目 ※混雑が予想されます

※会場の混雑解消のため、できる限り申告相談予定日にご来場ください。
★2月25日（木）・3月4日（木）・11日（木）は、受付時間を午後6時まで延長します。会社勤務などで昼間来場できない人はご利用ください。

【問】◎市県民税について…市役所 税務課 ☎ 63-1342
◎所得税について…玉名税務署（個人課税） ☎ 72-2127

申告が必要な人

平成22年1月1日現在、荒尾市に住んでいた人で、次のいずれかに当てはまる人

- (1) 営業・農業・不動産の収入があった人
- (2) 配当・譲渡（株式や土地の売買）の所得があった人
- (3) 21年中に途中で退職した人、年末調整をしていない人および控除もれがある人
- (4) 給与所得者で2ヵ所以上から給与を受け、年末調整をしていない人
- (5) 年末調整が済んでいる給与所得者で、給与以外の所得があった人（給与以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
- (6) 公的年金受給者で21年度市県民税が課税された人や、年金以外の所得があった人
- (7) 医療費控除を受けようとする人（21年中の所得が200万円未満の場合は所得の5%以上、所得が200万円以上の場合は10万円を超えた額の医療費を支払った人）
- (8) 住宅をローンで新築・購入または増改築をした人

次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要がありません

- ①確定申告書を税務署へ提出する人
- ②給与所得者で給与所得以外に収入がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人
- ③平成22年1月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、公的年金以外に収入がなく、その収入金額が151万5千円以下の人

収入がなかった場合でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の低所得者にかかる軽減認定を受ける人、国民年金保険料の免除を受ける人、公営住宅の入居・保育所の入所・児童手当・児童扶養手当などの各種手続きをする人、所得証明など課税に関する証明書が必要な人は、申告する必要があります。必ず期限までに申告してください。

申告に必要なもの

- 印鑑（朱肉用のもの）、給与や公的年金の源泉徴収票（原本）など
- 事業所得がある人は、収支内訳書または帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- 本人の口座番号がわかるもの（通帳など）※還付申告の場合に必要です
- 社会保険料の払込証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療機関の領収書や支払証明書など
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など

※国民年金保険料の控除を受ける場合は、「国民年金保険料控除証明書」をご持参ください。

※医療費控除を受ける場合は、医療機関の領収書の合計額を、医療を受けた人ごとに計算してご持参ください。また、高額療養費や生命保険などからの補填金があった場合は、その金額がわかるものもご持参ください。

平成22年度

市県民税・国民健康保険税
・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告のご案内

市県民税・国民健康保険税などの申告時期になりました。この申告は、前年中の所得金額や所得控除額などの事項に基づき、市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算出する基礎となります。

申告期間は2月16日（火）から3月15日（月）です。会場の混雑解消のため、左ページの表の日程に合わせてご来場ください。なお、申告書と収支内訳書は、市役所税務課窓口のほか、メディア交流館、小袋工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、中央公民館に用意しています。